

DIY届出書

愛知県住宅供給公社理事長 様

届出人

住宅 棟 号

賃借人氏名

電話番号 - -

私は、公社が指定する範囲においてDIYを実施したいため、届け出ます。
DIY実施にあたっては、下記事項を確認のうえ遵守し、後日、異議の申立て等は一切行いません。

記

1. 私が実施するDIYは裏面【DIY対象項目】の範囲内のものであり、記載されたもの以外には、理由のいかんを問わず、いかなるDIYも実施いたしません。また、躯体や共用部の破損・改修を伴うものや法令に違反するDIYは、一切行いません。
なお、DIYは、住宅退去時の原状回復義務が緩和されるにとどまり、それ以上に、DIY施工上の強度その他の性能を保証するものではないことを理解し、承諾しています。
2. 私は、「DIYとして行い得る項目」及び「DIY実施の条件」が裏面記載のとおりであることは承諾しておりますが、以下の点には特に留意して実施することを誓約します。
 - (1) 「DIYとして行い得る項目」について
 - ① 実施する箇所は裏面【DIY対象項目】の範囲内のものであること。
 - ② シックハウス症候群への対処として、ホルムアルデヒド放散等級のF☆☆☆☆の部材に限って使用し、それ以外の部材は使用しないこと。
 - ③ コンセント、スイッチ等を中心とし、横幅30cmの床から天井までの壁面に釘・ビス打ちはできないこと。また、それ以外の部分も電気配線が埋め込まれていないかを必ず自らが確認し、電気配線部分には釘・ビス打ちをしないこと。
 - ④ 「棚」、「手摺」及び「間仕切り壁」の設置に関しては、壁の強度について、自ら確認する必要があること。
 - ⑤ 私が設置した「棚」、「手摺」及び「間仕切り壁」等については、退去時にすべて(補強のための下地板含む)私の負担で撤去すること。また、取り替えしたものは原状回復すること。万一私が撤去せず、貴公社が撤去した場合は、その費用は私が全額負担すること。
 - (2) DIY実施にあたっての事故、損害等について
 - ① 私の行うDIYに関しては、事故による責任も含め、すべて私の自己責任であること。
 - ② DIYの実施に際しては、貴公社はもとより、第三者に損害を与えないよう十分に留意し、万一損害を与えたときは、すべて私の責任において問題の解決にあたること。
 - (3) 私が実施したDIYに起因する不具合等について
私が実施したDIYに起因して不具合が生じ、また、修理や取替等が必要となったときは、賃貸借契約の定めによる修繕費負担区分にかかわらず、貴公社の指示に従い、私の負担で修理又は取替を行うこと。私が修理等を行わず、貴公社が行った場合は、その費用は私が全額負担すること。
 - (4) DIYによる造作等の所有権その他について
私が行ったDIYに関しては、造作等の所有権、造作買取請求権及び費用償還請求権は全て放棄し、公社に対してこれらの主張や請求はしないこと。
 - (5) 公社による補修等について
公社が住宅管理上補修等の必要があるときは、次の事項を承諾するものであること。
 - ① 公社が私の実施した造作物等を撤去すること。
 - ② 撤去(補修等実施)後の復旧は公社が定める仕様によること。
 - ③ 公社が定める仕様と異なるDIYを希望するときは、その費用は私の負担となること。
 - (6) その他
 - ① DIYの実施にあたっては、近隣住民の生活リズムに最大限配慮すべきこと。特に音の出る作業時には近隣住民の事前挨拶を行い、夜間、早朝の時間帯を避け、他の入居者の迷惑にならないようにすべきこと。
 - ② DIY対象項目以外の修繕負担区分については、賃貸借契約の規定に従うこと。
 - ③ DIYに起因して不具合が生じたときや第三者に損害を与えた場合は速やかに公社に報告すること。
 - ④ 貴公社の指示があるときはこれに従うこと。

【DIY対象項目（DIY可能箇所）】

DIYの部位	DIYの項目	DIY実施の条件
・DIY壁 ・押入れ、物入れ （床面、壁面）	塗装 クロス(壁紙)貼り	ホルムアルデヒド放散等級のF☆☆☆☆の部材に限って使用し、それ以外の部材は使用しないこと。
	釘、ビス打ち	釘・ビス等による棚等の設置 ※1 コンクリート部、プラスターボード壁には釘・ビス等は使用できません。 ※2 スイッチ、コンセントを中心に横幅30cmの範囲（床から天井まで）は電気配線が埋め込まれていますので、釘打ち等を行わないでください。 また、それ以外の部分も電気配線が埋め込まれていないかを確認いただき、電気配線部分に釘打ち等を行わないでください。 ※3 壁の強度についてはご自身で確認してください。
・長押 ・補強板	釘、ビス打ち	釘・ビス等による棚等の設置 ※1 コンクリート部、プラスターボード壁には釘・ビス等は使用できません。 ※2 スイッチ、コンセントを中心に横幅30cmの範囲（床から天井まで）は電気配線が埋め込まれていますので、釘打ち等を行わないでください。 また、それ以外の部分も電気配線が埋め込まれていないかを確認いただき、電気配線部分に釘打ち等を行わないでください。 ※3 壁の強度についてはご自身で確認してください。

【DIY対象項目（DIY対象物例）】

DIY対象物	棚の設置	退去時にご自身で撤去してください。（ご自身で設置した補強のための下地板含む。） 壁の強度についてはご自身で確認してください。
	手摺りの設置	
	ハンガーパイプの設置	
	間仕切り壁等の設置 ※公社にて補強板を設置した箇所のみ	
	その他造作物の設置	

【DIY非対象項目（DIY不可箇所）】

上記のDIY可能箇所以外はDIYを行うことはできません。例として、床・壁（DIY壁除く）・天井・ベランダ・共用部等

【その他】

本届出書にご記入いただいた個人情報は、住宅の管理上必要な場合にのみ使用します。